

豊橋市監査公表第20号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和3年3月29日

豊橋市監査委員	杉 浦 康 夫
同	朝 倉 茂
同	尾 林 伸 治
同	近 藤 修 司

定例監査の結果について

第1 監査の対象

上下水道局

〔 総務課、営業課、浄水課、水道管路課、下水道施設課、下水道整備課 〕

第2 監査の期間

令和3年1月4日～令和3年2月24日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、上下水道局の所管する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び経営に係る事務事業について重点事項を抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているか、また、経済性が発揮されているかどうか主に主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

上下水道局の所管する事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

1 行政財産の使用料の減免に関する事務処理について

行政財産の使用許可及び使用料の減免を行う場合の事務処理において、「使用料の減免を行う場合」は、「起案文書に減免前の金額も記載すること。」とする平成30年1月22日付け資産経営課長通知にもかかわらず、上下水道局では同年3月16日付け総務課長通知により全額免除の場合は減免前金額の記載を不要とする取扱いをしているが、本来得べき使用料の金額を明確にすべき趣旨に鑑み、現在の取扱いを改められたい。

2 行政財産使用料の収入調定について

行政財産の使用許可に係る使用料において、使用許可で使用料を通知しているにもかかわらず、使用許可から1週間経過してから収入調定を行っていた事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

3 占用料の収入調定について

公共下水道敷地等の占用許可に係る占用料において、下水道条例で例によることとしている道路占用料条例では、2年目以降の占用料は4月30日までに徴収することと規定しているにもかかわらず、収入調定を11月12日に行っていた事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

意見

1 行政財産使用料の収入調定について

行政財産の使用許可において、市の例に準じて事務処理を行っているが、使用料の調定については使用許可から15日を超える納期限を設定している事例が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。

2 占用許可の事務処理について

公共下水道敷地等の占用許可に係る事務処理において、行政財産の使用許可として決裁していた事例が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。

また、占用許可書において、許可書の名称、根拠条例等の記載について公共下水道と地域下水道を誤っている事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。

3 占用料の減免に関する事務処理について

公共下水道敷地等の占用料の減免に係る事務処理において、下水道条例で例によることとしている道路占用料条例に基づき減免しているが、道路占用料条例には減免率が定められていないため決裁文書に減免率の根拠となる要綱を示すべきところ、示していない事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。

4 占有許可期間の決定について

公共下水道敷地等の占有許可に係る事務処理において、申請者の占有希望期間と異なる期間で許可していたが、決裁文書に理由の記載がなかったため、申請と異なる決定を行う場合は決裁文書で理由を明らかにするなど適切な事務処理に努められたい。

5 工事設計の事前調査について

下水道管渠耐震工事において、当初設計ではマンホール周りをドレーン9本で均等に囲むこととしていたが、着手後に地下埋設物が支障になることが判明したため不均等かつ6本への削減による設計に変更せざるを得なくなったため、図面上だけでなく現地で調査を行うなど適切な設計業務に努められたい。

6 設計変更について

公共下水道築造工事（3工区）の指定仮設工事の部分払において、設計値より大きな出来形値となるが施工承諾としていたため、設計変更による適切な事務処理に努められたい。